

暗号資産取引説明書（契約締結前交付書面）

新旧対照表

新	旧
<p>I. 本取引のリスク等重要事項について ～ IV. 本取引の流れ (省略)</p> <p>V. 本取引の方法</p> <p>1. 注文方法 ～ 7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託） (省略)</p> <p>8. 金銭の出金／暗号資産の出庫 当社は、お客様に対し、次のとおり金銭の出金及び暗号資産の出庫を行うものとします。</p> <p>(1) 金銭の出金 (省略)</p> <p>(2) 暗号資産の出庫 当社は、お客様に対し、次の①から③に係る取扱暗号資産の数量を、当社所定の方法によりお客様が送付先として指定するウォレットアドレスに送付する方法により引き渡すものとします（以下、当該引渡しを「出庫」といいます。）。なお、当該出庫に係る手数料は当社の負</p>	<p>I. 本取引のリスク等重要事項について ～ IV. 本取引の流れ (省略)</p> <p>V. 本取引の方法</p> <p>1. 注文方法 ～ 7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託） (省略)</p> <p>8. 金銭の出金／暗号資産の出庫 当社は、お客様に対し、次のとおり金銭の出金及び暗号資産の出庫を行うものとします。</p> <p>(1) 金銭の出金 (省略)</p> <p>(2) 暗号資産の出庫 当社は、お客様に対し、次の①から③に係る取扱暗号資産の数量を、当社所定の方法によりお客様が送付先として指定するウォレットアドレスに送付する方法により引き渡すものとします（以下、当該引渡しを「出庫」といいます。）。なお、当該出庫に係る手数料は当社の負</p>

担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、買付代金額に相当する取扱暗号資産の数量
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、預託した取扱暗号資産の数量から暗号資産の売付に相当する取扱暗号資産の数量を控除した残数量があるときは、当該残数量
- ③ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合、預託した取扱暗号資産の数量

お客様は、上記①から③の暗号資産の出庫に先立ち、当該暗号資産を受け取る者（以下、「受取人」といいます。）に係る情報として、以下の情報を My ページ内の「出庫先アドレス登録」画面から登録する方法により、当社にご提供いただく必要があります。以下の情報をご提供いただけない場合、当社は上記暗号資産の出庫を行うことができません。

ア. 暗号資産の移転（送付先）のウォレットアドレス（以下、登録後の当該ウォレットアドレスを「登録ウォレットアドレス」といいます。）

イ. 受取人がお客様本人か否か、お客様本人でない場合は受取人の氏名及び住所（お客様が法人の場合はその名称及び所在地）

ウ. 上記アが暗号資産交換業者等の管理するウォレットアドレスである場合には、当該暗号資産交換業者等の名称

エ. 暗号資産の移転（送付）の目的

担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、買付代金額に相当する取扱暗号資産の数量
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、預託した取扱暗号資産の数量から暗号資産の売付に相当する取扱暗号資産の数量を控除した残数量があるときは、当該残数量
- ③ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合、預託した取扱暗号資産の数量

お客様は、上記①から③の暗号資産の出庫に先立ち、当該暗号資産を受け取る者（以下、「受取人」といいます。）に係る情報として、以下の情報を My ページ内の「出庫先アドレス登録」画面から登録する方法により、当社にご提供いただく必要があります。以下の情報をご提供いただけない場合、当社は上記暗号資産の出庫を行うことができません。

ア. 送付先のウォレットアドレス（以下、登録後の当該ウォレットアドレスを「登録ウォレットアドレス」といいます。）

イ. 受取人がお客様本人か否か、お客様本人でない場合は受取人の氏名（お客様が法人の場合はその名称）

ウ. 上記アが暗号資産交換業者等の管理するウォレットアドレスである場合には、当該暗号資産交換業者等の名称

（追加）

上記暗号資産は、合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、原則として、上記①②については約定日から翌営業日以内、上記③については注文指示を行わない旨の意思表示が当社に到達した日から翌営業日以内に、それぞれ登録ウォレットアドレスへ出庫されるものとしします。

※ 登録ウォレットアドレスに誤りがある場合、当該ウォレットアドレスへ上記取扱暗号資産を出庫したことにより、当該取扱暗号資産が失われる可能性があります。その場合、当該取扱暗号資産を取り戻すことができないことがあります。

#### 9. 本取引の一時中断 ～ 19. 苦情及び紛争の相談窓口

(省略)

2021年9月13日 制定  
2021年10月25日 改定  
2022年3月31日 改定  
2022年9月30日 改定

上記暗号資産は、合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、原則として、上記①②については約定日から翌営業日以内、上記③については注文指示を行わない旨の意思表示が当社に到達した日から翌営業日以内に、それぞれ登録ウォレットアドレスへ出庫されるものとしします。

※ 登録ウォレットアドレスに誤りがある場合、当該ウォレットアドレスへ上記取扱暗号資産を出庫したことにより、当該取扱暗号資産が失われる可能性があります。その場合、当該取扱暗号資産を取り戻すことができないことがあります。

#### 9. 本取引の一時中断 ～ 19. 苦情及び紛争の相談窓口

(省略)

2021年9月13日 制定  
2021年10月25日 改訂  
2022年3月31日 改定